

## 第4章 計画の推進

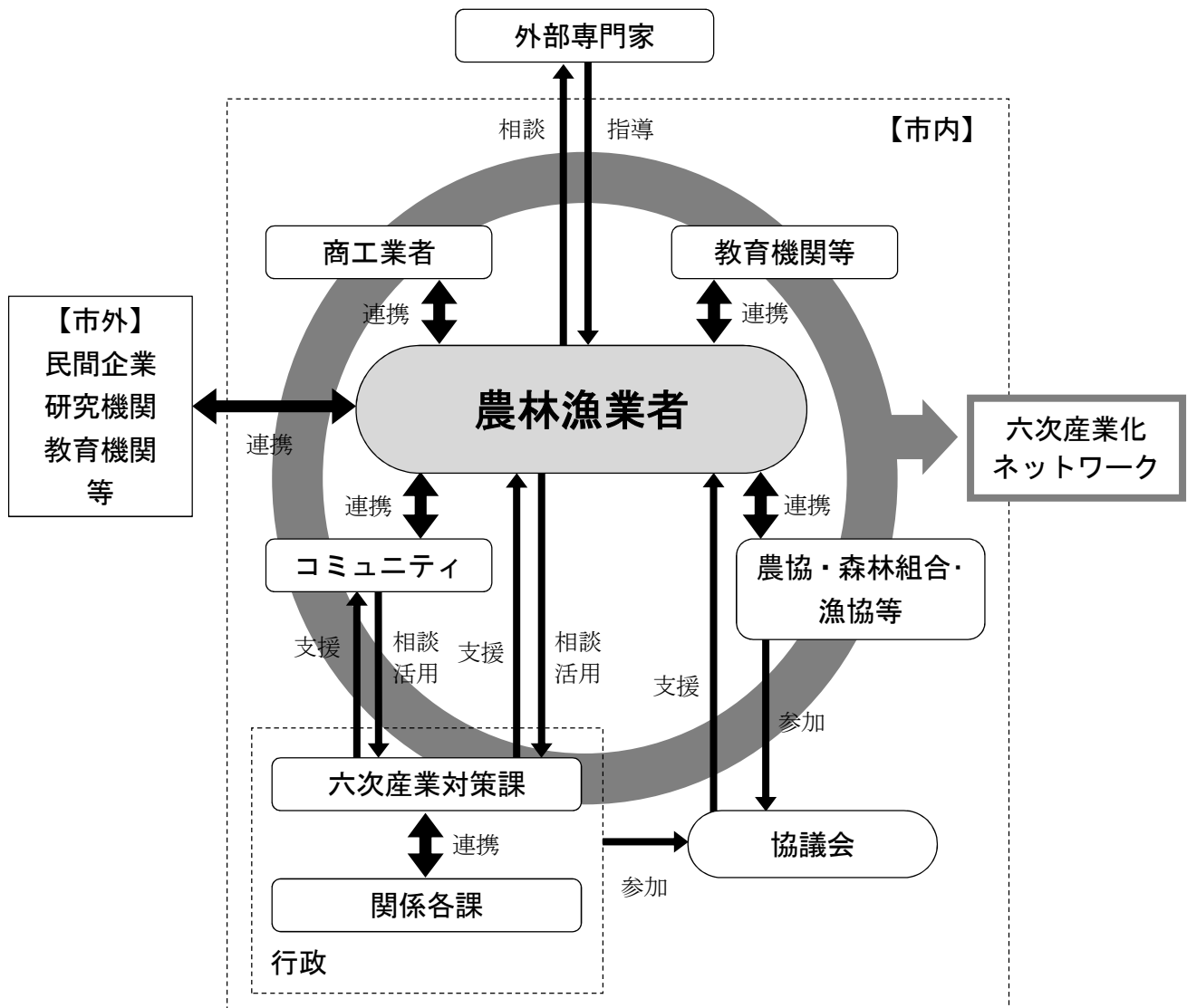
### 1. 推進体制

本市では、農林漁業者を中心に、六次産業化に関わる各主体を「六次産業化ネットワーク」としてつなぎ、商工業者や関係機関等と取組段階に応じてそれぞれ連携しながら六次産業化を推進するとともに、農林漁業者が六次産業化を進める際に相談、活用できる支援体制を構築します。

支援体制としては、行政の窓口として六次産業対策課を設置し、相談や助成制度の受付窓口、勉強会・相談会の事務局等として、市内の六次産業化の動きに即応して機能するような体制構築を図ります。

さらに、行政を含め、農協、森林組合、漁協等の関係機関等からなる協議会を設置し、関係機関が連携した支援の実施や新たな仕組みの検討など、農林漁業者の取組を下支えする機関として位置付けます。

#### ■推進体制図



## 2. 目標値の設定と計画の見直し

第2章で述べたとおり、本市における農林漁業の六次産業化の取組については、全体として、未だ十分に浸透しておらず、本市の六次産業化は正にこれからがスタートであると言ってよい状況にあります。

しかしながら、今後、六次産業化の着実な進展を図るためには、本計画に沿って各事業を漠然と実施するのではなく、本計画の推進によって得ようとする成果を具体的な目標値として掲げ、その達成状況等を見ながら、各事業の内容等を見直すことが有効です。

このため、本計画の目標値を以下のとおり設定することとします。

計画期間（平成26～30年度）内に

新たに六次産業化に取り組んだ農林漁業者の数 10（団体を含む）

なお、本市の現状を踏まえれば、本計画の計画期間の前期（平成26・27年度）においては、第3章でも示したとおり、まず、意識の啓発や人材の育成などの基礎となる環境の整備に特に重点的に取り組む必要があります。また、新たに六次産業化に取り組むのかどうかの判断については、その時々の経済状況等によっても大きく左右されます。よって、この目標についても、5ヵ年間で均等に達成していくのではなく、年度ごとに成果が大きく変動することも考えられます。

従って、この目標値の達成状況や各事業の実施状況をはじめ、本市における農林漁業の六次産業化の熟度を常に見極めつつ、各事業の内容はもちろん、場合によっては、目標値自体の変更やその達成に向けた新たな進行管理手法の導入など、必要に応じて本計画の抜本的な見直しも視野に入れながら、状況の変化にできる限り速やかに、かつ、柔軟に対応していく考えです。